

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

港湾の津波対策を行いたい

No.26	国土交通省、内閣府	税制優遇	(開始年度) 平成23年度
-------	-----------	------	---------------

支援の名称	津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等について固定資産税の特例措置を講じることで、臨海部に立地する民間企業の津波対策を促進します。
制度の内容	津波防災地域づくりに関する法律の「基本指針」に基づき、かつ、都道府県が設定する「津波浸水想定」を踏まえて市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に位置づけられた、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置になります。 ■特例内容 - 大臣配分資産又は知事配分資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とします。 - その他の資産 取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とします。 ■特例期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日（4年間）
対象となる方	臨港地区に港湾施設等を有する民間事業者 ■対象資産 - 護岸 地盤を被覆して侵食を防ぐとともに、背後地を高潮、津波及び波浪から防護。 - 防潮堤、胸壁 陸上に設置し、背後地を高潮、津波の被害から防御。 - 津波避難施設 津波浸水時において、一時的な避難場所としての機能を有する。
問い合わせ先など	国土交通省 港湾局 海岸・防災課 TEL：03-5253-8111（内線 46-723）